

調査があったこと ……更正……予知

修 正申告をしても、それが当初申告に対する調査による更正が予知されてのことでない限り、加算税は課されません。それでは、会社に向いての税務調査が始まるから、納税者側が申告の誤りに気づき、即座にその誤りを正す修正申告書を提出した場合は、どうでしょうか。

こ ういう問題をめぐって裁判になったピッタリの事例があります。

税 務署が調査開始したからといっても必ずしも非違事項が判明するとはいえず、判明する恐れがあることを納税者が覚知していたとしても、それだけでは、「更正があるべきことを予知」していたとは言えないため、過少申告加

算税は課されない、というのが地裁判決の内容でした。平成24年9月25日の判決で、国側控訴せず、で納税者勝訴が確定しています。

修 正申告に加算税が課されるのは、「調査があったこと…更正…予知」という法律の文言から、「調査」が前提となるのですが、加算税事案においては、「調査」とは、臨場調査の意味で、税務署内での机上調査は「調査」には該当しません。

最 近発遣された国税通則法個別通達に、税務署からの次のような要請行為は「調査」があったことによる行為には該当しないものと、明記されています。

① 要添付書類の自発的添付の

要請行為

- ② 計算・転記誤り、記載漏れの指摘による修正申告書の自発的提出の要請行為
- ③ 税法の適用誤り可能性の指摘による修正申告書の自発的提出の要請行為
- ④ 申告の必要の指摘による無申告者へ申告書の自発的提出の要請行為
- ⑤ 源泉徴収税額の納付漏れ可能性の指摘による自主納付の要請行為

法 人税法に欠損金の繰戻し還付の規定があり、そこには、「調査」することが還付のための必要条件とされていますが、多くの場合、臨場調査のないままの繰戻し還付が実行されています。ここでは、「調査」は机上調査と解されています。

法 律上の「調査」の文言は、場合によって使い分けられるもの、多義的なもの、のようです。



春爛漫、学校も新学期、新年度のスタートです。
桜の頃、赤味を帯びた旬の真鯛は、その色を賞美して、桜鯛とも、花見鯛とも。「安宿とあなごるなかれ 桜鯛 峠」
鯛の料理を並べてみれば、刺身、塩焼、煮付、皮付き鹿の子作り、鯛茶漬、鯛飯、うしお、鯛ちり、あらい、かぶと蒸し、あら煮、鯛でんぶ、鯛味噌、浜焼など。
5日清明。20日穀雨。

(アメリカの実業家 デール・カーネギー)

幸福は毎月やって来る。だがこれを迎える準備ができていなければ、ほとんど見過ごしてしまう。今月こそ幸福を見逃すな。

4月の税務メモ

(国税)

- 3月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告

10日

15日

30日

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 3月分個人住民税特別徴収分の納付
- 給与支払報告に係る異動の届出
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告
- 非課税法人の住民税均等割の申告
- 軽自動車税の納付
- 固定資産税、都市計画税の納付
- 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。